

付6 全国消費実態調査産業分類表

産業符号	項目	基準	内容例示
1	農業	耕種、養畜（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所	米作農業、穀作農業、もやし栽培業（製造業）、酪農業、芝類栽培業、花類栽培業、畜産農業、果樹栽培農業、養ほう業、造園業、植木業、共同選別場など
2	林業	山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂・樹皮、その他林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務、野生動物の狩猟などを行う事業所	育林業、森林管理署、一般材生産業、下刈り業、松たけ採取業、昆虫採捕業、山菜採取業など
3	漁業	海面又は内水面において自然繁殖している水産動物を採捕する事業所、人工的施設を施し、水産動物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所	はえ縄漁業、あさり採取業、河川漁業、のり養殖業、あゆ養殖業、真珠養殖業など
4	鉱業	石炭、原油、天然ガス、鉱石、岩石、砂、粘土などを掘採、採石する事業所及び鉱業に直結するサービス	金属鉱業、石炭鉱業、石油鉱業、採石業、砂利採取業、鉱山内鉱物運搬請負業など
5	建設業	注文又は自己建設によって、建設工事を施工する事業所	土木工事業、造園工事業、道路舗装工事業、建築工事業、建売業（自己施工）、屋根工事業、建物塗装業、解体工事業、建築リフォーム工事業、電気工事業、配管工事業、冷暖房設備工事業、大工工事業、とび工事業、左官業など
6	製造業	食品工業、繊維工業、木工業、印刷業及び化学工業並びにプラスチック製品、金属製品、機械器具などの製品を製造又は製造して卸売する事業所ただし、新聞社、出版社は「8」に分類する	食料品製造業、たばこ製造業、製糸業、紡績業、衣服身の回り品製造業、製材業、石けん・合成洗剤製造業、自動車製造業、電気製品製造業、電子部品製造業、鋳物製造業、機械製造業、船舶製造業、玩具製造業、プラスチック製品製造業など
7	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水処理等を行う事業所	電力会社（サービスステーションを含む）、ガス会社、水道局・部・課、下水道局、下水処理場、地域冷暖房業、下水処理施設維持管理業など
8	情報通信業	情報の伝達、情報の処理、提供などのサービス、インターネットに附随したサービス及び伝達を目的とした情報の加工を行う事業所ただし、新聞、書籍等の印刷のみを行う事業所は「6」に分類する	電話業、放送業、情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業、計算センター、プロバイダ、映画・ビデオ制作業、レコード会社、ホームページ作成業、新聞社、出版社、ニュース供給業、貸スタジオ（映画撮影・録音用）、郵便局（地域区分局のみ）など
9	運輸業	鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運送業、倉庫業及びこれらに附帯するサービスを行う事業所	鉄道業、乗合バス業、宅配便業、自動車運送業、タクシー業、水運業、航空運送業、倉庫業、荷役業、こん包業、有料道路料金徴収請負業など
10	卸売・小売業	卸売業（仕入れ卸）、小売業、製造小売業など商品を売買する事業所	貿易商社、材木問屋、仲買業、百貨店、酒店、調剤薬局、書店、たばこ店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、新聞販売店など
11	金融・保険業	銀行、信託業、投資業、証券業、商品先物取引業などの金融業及び保険業	銀行、信用金庫、金融公庫、信用農業協同組合連合会、質屋、証券業、生命保険業、簡易保険・貯金事務センター、銀行事務センター、損害保険業、クレジットカード業、農業共済組合など
12	不動産業	不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行う事業所	貸事務所業、貸家業、貸間業、建売業（自ら施工しないもの）、土地売買業（自ら施工しないもの）、不動産仲介業、駐車場業、マンション管理業、ウィークリーマンション賃貸業など
13	飲食店、宿泊業	その場所で飲食又は宿泊させる事業所	食堂、レストラン、すし店、喫茶店、料亭、バー、酒場、旅館、ホテル、下宿業、簡易宿泊所、学生寮、カラオケスナックなど
14	医療・福祉	医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所	病院、診療所、保健所、福祉事務所、保育所、老人ホーム、健康保険組合、介護事業、社会保険事務所、公務員共済組合、社会福祉協議会など
15	教育、学習支援業	学校教育若しくは教養、技能、技術などを教授する事業所及びその他の教育に関する事業所	学校（専修・各種学校を含む）、幼稚園、美術館、動物園、図書館、職業訓練施設、学習塾、フィットネスクラブ、個人教授所（お茶、お花、英会話など）、ダンス教習所、職員教育施設など
16	複合サービス事業	複数のサービスを提供する郵便局、協同組合の事業所	郵便局（地域区分局を除く）、簡易郵便局、農・漁業協同組合（各種事業を行うもの）、森林組合、事業協同組合（各種事業を行うもの）など
17	サービス業（他に分類されないもの）	個人又は事業所に対してサービスを提供する他の産業に分類されない事業所	法律事務所、獣医療業、建築設計業、デザイン業、写真業、興信所、自然科学研究所、洗濯業、理・美容業、旅行業（旅行代理店）、冠婚葬祭業、パチンコ店、宝くじ販売、金券ショップ、映画館、競馬場、遊園地、カラオケボックス、自動車修理業、廃棄物処理業、リース業、政治団体、神社、外国公館など
18	公務（他に分類されないもの）	国、都道府県庁、市区役所、町村役場で、立法・司法事務及び行政事務を行う官公署（注）の2参照	国家事務、国会、税務署、裁判所、刑務所、ハローワーク（公共職業安定所）、自衛隊、地方事務、都道府県庁、都道府県地方事務所、市区役所、町村役場、警察署、消防署、地方気象台・測候所、教育委員会など
19	その他	以上の各産業に分類されないもの及び所属産業のないもの	内職、日々雇いなどや所属産業のないもの、無職（主婦・学生・幼児など）

（注）1. 日本標準産業分類による。

2. 官公署であっても、他の産業の基準欄に示した業務を行う機関は「18 公務」以外の該当する産業に分類する。